

新宿区障害者計画

(平成27年度～平成29年度)

第4期新宿区障害福祉計画

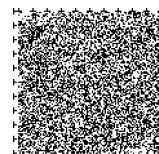
(平成27年度～平成29年度)

概要版



平成27年3月

新宿区



1

計画策定の背景

(1) 新宿区における障害者施策の計画的推進の経緯

区は、障害者施策を計画的、総合的に推進するための指針として、障害者基本法に基づき、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、区の障害者施策のあり方について定めた新宿区障害者計画を平成13年度に策定しています。また、平成19年3月には、障害者自立支援法の施行を受けて第1期新宿区障害福祉計画を策定しました。平成21年3月には、新宿区障害者計画・第2期障害福祉計画を、平成24年3月には、制度改革等を受けて「新宿区障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定しました。

(2) 障害者制度改革に向けた国の動向等

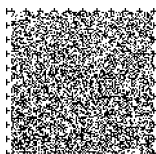
国では、障害者の権利に関する条約の締結に先立ち、「障がい者制度改革推進会議」（平成21年12月～平成24年7月）を設立し、障害者施策の諸改革を進めてきました。一連の法整備を経て、平成26年1月には同条約が批准されました。

障害者の権利に関する主な国内法の整備

平成23年6月	障害者虐待防止法公布（平成24年10月施行）
平成23年7月	障害者基本法改正
平成25年4月	障害者総合支援法施行
平成25年5月	公職選挙法等の一部を改正する法律公布（平成25年6月施行）
平成25年6月	障害者差別解消法公布（平成28年4月施行）
平成25年6月	障害者雇用促進法改正
平成25年6月	精神保健福祉法改正（平成26年4月施行）

(3) 新宿区障害者計画・第4期障害福祉計画の策定

こうした動きの中で、区は、関係法との整合を図るために現在の障害者計画の見直しを行うとともに、平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援の提供のために必要な量の見込並びにその見込量確保のための方策を定めることを目的として「新宿区障害者計画・第4期新宿区障害福祉計画」を策定するものです。



◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現

平成26年（2014年）1月、我が国は「障害者権利条約」を批准しました。この条約では、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

区は、この条約や障害者基本法の趣旨を尊重し、すべての障害者が、障害のない人と等しく、個人の尊厳が尊重され、それぞれの自己決定・自己選択によって地域の中で他の人々と共生することが妨げられずに、安心して暮らすことができ、区民一人ひとりが大切にされる地域社会を目指します。

◇ バリアフリー社会の実現

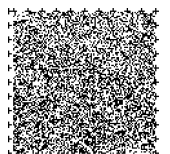
ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人も障害のない人も地域を構成する一員として共に支えあい、障害者が自ら望む活動に積極的に参加できる共生社会を実現するために、すべての人たちが、障害についての理解を深めることが必要です。

区はあらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリーを促進し、こころの中のバリアもなくするために必要な合理的な配慮を怠らず、安全で豊かな地域社会を目指します。

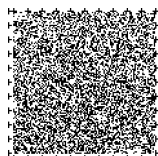
◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現

乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、障害者が地域の中で生き生きと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援が得られることが必要です。

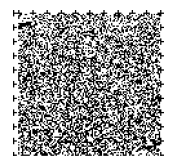
区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることをはじめ、関係するさまざまな分野にわたる支援・連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。



基本理念	基本目標	個別目標
<p>◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現</p> <p>◇ バリアフリー社会の実現</p> <p>◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現</p>	<p>1 安心して地域生活を送れるための支援</p>	<p>1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実</p> <p>2 地域生活への移行の推進</p> <p>3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援</p>
	<p>2 ライフステージに応じた成長と自立への支援</p>	<p>1 障害等の早期発見と成長・発達への支援</p> <p>2 多様な就労支援</p> <p>3 社会活動の支援</p>
	<p>3 地域社会におけるバリアフリーの促進</p>	<p>1 こころのバリアフリーの促進</p> <p>2 福祉のまちづくりの促進</p>



基本施策	個別施策
1. 地域で日常生活を継続するための支援	(1) 相談支援の充実 (2) 日常生活を支える支援の充実 (3) 保健医療サービスの充実 (4) 経済的自立への支援 (5) 家族への支援
2. サービスの質の向上のための支援	(6) 利用者支援と苦情相談の充実 (7) サービスを担う人材の育成 (8) 事業者への支援・指導の充実
3. 地域ネットワークの構築	(9) 相談支援体制の構築 【重点的な取組】 (10) 地域の社会資源ネットワークの有効活用
1. 地域生活移行への支援	(11) 施設からの地域生活移行の支援 (12) 病院からの地域生活移行の支援 【重点的な取組】
2. 地域で生活するための基盤整備	(13) 日中活動の充実 (14) 住まいの場の充実 (15) 入所支援施設等の設置及び支援
1. 障害者が権利の主体として生活するための支援	(16) 権利擁護の推進 (17) 虐待の防止 (18) 消費者被害の防止
2. 災害等から障害者を守り安全に生活するための支援	(19) 防災対策の推進
1. 子どもの発達に即した支援の充実	(20) 障害等の早期発見・早期支援 (21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実
2. 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	(22) 乳幼児期の支援体制の充実 (23) 学齢期の支援体制の充実 (24) 放課後支援等の日中活動の充実 (25) 療育・保育・教育・福祉施策の連携 (26) 障害等のある子どもへの専門相談の推進 【重点的な取組】 (27) 学校教育終了後の進路の確保
1. 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	(28) 就労支援の充実 【重点的な取組】 (29) 施設における就労支援の充実
2. 安心して働き続けられるための支援	(30) 就労の継続及び復職等の支援の強化
1. 社会参加の充実	(31) コミュニケーション支援・移動支援の充実 (32) 文化・スポーツ等への参加の促進 (33) 社会参加の促進への支援の充実
1. 障害理解の促進	(34) 障害理解への啓発活動の促進 (35) 障害理解教育の推進 (36) 広報活動の充実
2. 交流機会の拡大、充実による理解の促進	(37) 互いに交流しあえる機会の充実 (38) 地域で交流する機会の充実
3. 情報面のバリアフリーの促進	(39) 多様な手法による情報提供の充実
1. 人にやさしいまちづくり	(40) コバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 【重点的な取組】
2. 人にやさしい建築物づくり	(41) 建築物や住宅のバリアフリーの普及



1 安心して地域生活が送れるための支援

区は、障害の内容や程度に応じ、障害者が必要とするさまざまなサービスや社会資源ネットワークを活用することにより、障害者が住み慣れた新宿で安心して生活し続けられるように支援していきます。

そのために、相談支援体制を充実させるとともに、通所施設やグループホーム等の基盤整備を進め、多様なサービス事業者との連携強化等を通じ、利用者本位の質の高いサービス提供をしていきます。

2 ライフステージに応じた成長と自立への支援

区は、ライフステージに応じて、切れ目のないサービスの提供を行い、障害者の成長と自立を支援していきます。

そのために、保健、医療、福祉、教育等の連携を一層強化し、障害の早期発見に努め、療育・保育・教育を充実させ、子どもの成長に応じた支援をしていきます。

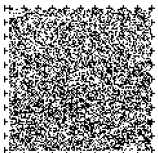
また、障害者の希望や状況に応じた多様な就労ニーズに対応する支援をはじめ、日中活動や余暇の過ごし方等についても、さまざまな社会資源の集積する新宿の強みを活かして、社会参加の機会の充実を図っていきます。

3 地域社会におけるバリアフリーの促進

区は、障害のある人と障害のない人との交流を進め、理解し合えるところ豊かな地域づくりを推進し、安心して生活できる安全で快適な社会を目指します。

そのために、障害者理解の促進や広報活動を充実するとともに、区民の参加・協力により、地域の行事や活動への積極的な参加を通じ、こころのバリアフリーを促進していきます。

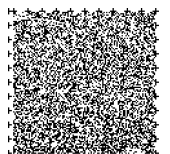
また、公共施設や公共交通機関等のバリアフリーを進め、福祉のまちづくりをより一層促進していきます。

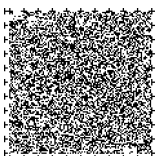
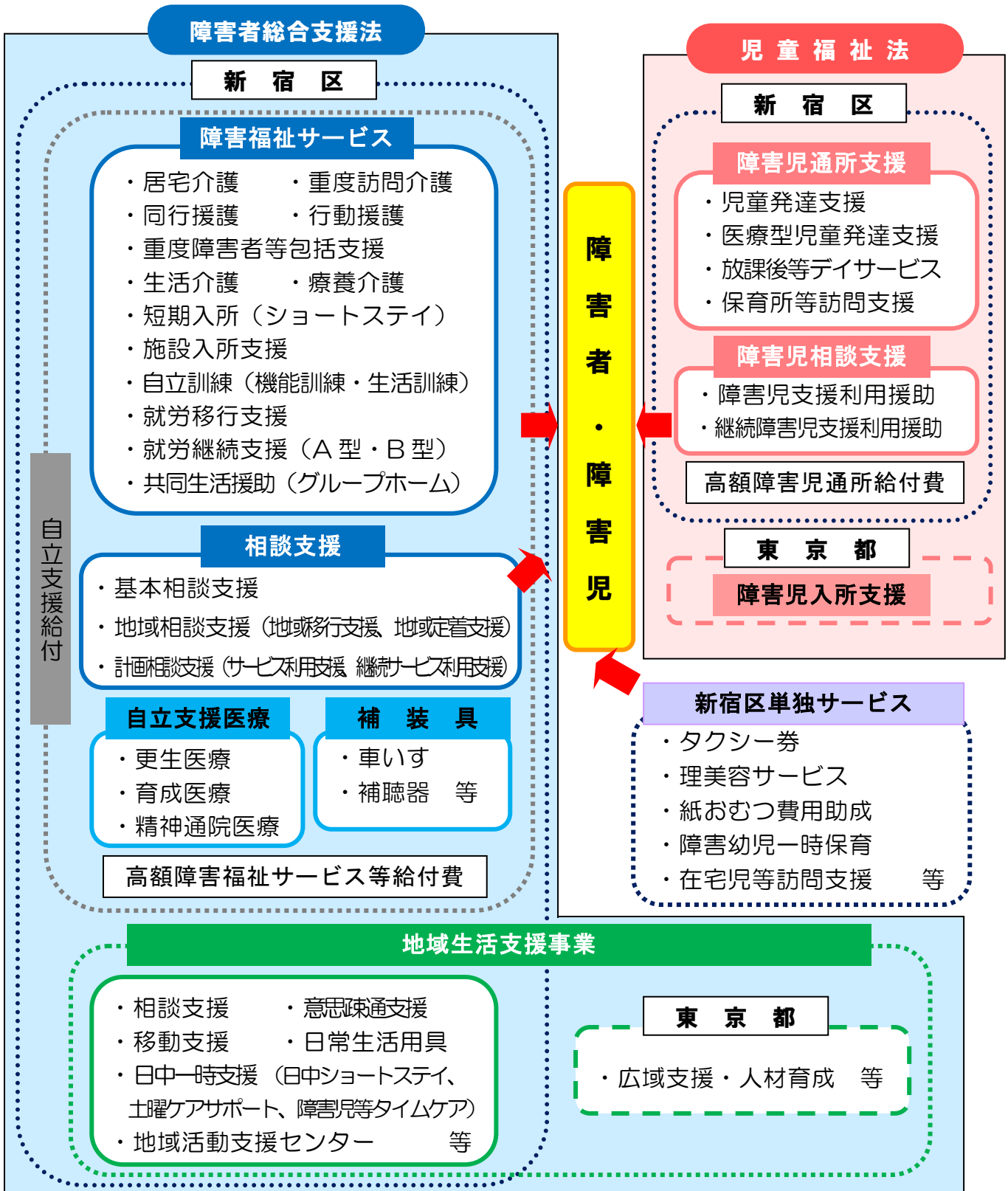


5

重点的な取組

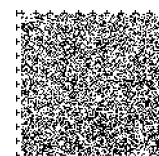
重点的な取組 1	相談支援体制の構築	個別施策(9)
<p>一人ひとりの生活に寄り添った支援やサービスが受けられるよう、障害福祉サービスに関するサービス等利用計画やセルフプランの作成を支援するとともに、基幹相談支援センターを軸とした相談支援体制の充実を図ります。さらに、関係機関や団体、支援に協力する地域の人たちとの総合的な相談支援のネットワークを構築します。</p>		
重点的な取組 2	病院からの地域生活移行の支援	個別施策(12)
<p>精神保健福祉法が改正（平成 26 年施行）され、これまで以上に退院支援に重きが置かれていることから、区は、入院早期から積極的に関与し、医療機関や障害福祉サービス事業者等と連携して退院支援を行います。また、地域での生活が安定的に継続できるよう、精神科医師や保健師等の家庭訪問や面接などによる相談支援、訪問看護ステーションによる訪問看護等をより充実させることで、精神障害者の保健医療体制の強化を図ります。</p>		
重点的な取組 3	障害等のある子どもへの専門相談の推進	個別施策(26)
<p>障害のある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境を整備します。関係機関との連携を充実させ、継続した相談支援を実施します。保健分野では、乳幼児健診等の母子保健事業において、専門相談や療育機関・子育てサービス機関などに結びつける支援を行います。子ども総合センター発達支援コーナーでは、保護者と一緒に、子どもの発達や今後の療育について考えていきます。</p>		
重点的な取組 4	就労支援の充実	個別施策(28)
<p>就労準備支援、求職活動支援、職場定着支援などに関して、新宿区勤労者・仕事支援センター及び就労支援事業者等と連携し、重層的な就労支援を実施します。また、特例子会社や障害者を受け入れている企業等、関係機関との連携に努め、障害者の受入のさらなる拡大と、障害者が働きやすい環境づくりを進めます。</p>		
重点的な取組 5	ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進	個別施策(40)
<p>平成 23 年3月に策定した、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を活用して、区民や事業者等に対し、ガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。</p>		





◆ 障害者総合支援法のサービス(主な自立支援給付)

区分	サービス名	サービス内容	
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。	
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。	
補装具費		義肢や車いす等の購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。	

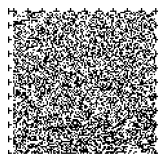


◆ 障害者総合支援法のサービス(主な地域生活支援事業)

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置等、障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす5種類の用具を給付または貸与します。
	意思疎通支援者養成事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるように移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	身体障害者福祉ホーム 精神障害者福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	日中ショートステイ (日中一時支援)	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
	土曜ケアサポート (日中一時支援)	区内に住所を有する生活介護事業の利用者を対象に、土曜日の日中活動の場を提供するサービスです。
	障害児等タイムケア (日中一時支援)	小中高生等の障害のある子ども等を対象とした放課後や夏休み等、長期休業時の日中活動の場を提供するサービスです。

◇ 主な児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
障害児相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。



7

成果目標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 平成26年度末の施設入所者のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する人数を、10名とします。
- (2) 平成29年度末の施設入所者総数について、平成26年度末の施設入所者から4名減少することを目指します。

成果目標2 地域生活支援拠点の整備

平成29年度までに地域生活支援拠点を整備します。

成果目標3 障害者就労支援施設等から一般就労への移行

- (1) 平成29年度末までに重層的就労支援体制において一般就労者数を年間73名以上とします。
- (2) 平成29年度末の就労移行支援事業所の利用者数を60名以上とします。
- (3) 就労移行率が2割以上の区内の就労移行支援事業所を平成29年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。

8

サービス必要量見込の設定

1 障害福祉サービス等の必要量の見込

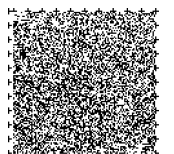
訪問系サービス、日中活動系サービス等の障害福祉サービス等について見込みます。

2 新宿区地域生活支援事業の必要量の見込

区が独自に定める地域生活支援事業について見込みます。

3 障害児支援の必要量の見込

児童に対する放課後等デイサービスなどの支援について見込みます。

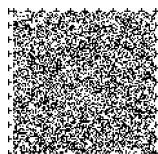


◆障害福祉サービスの必要量見込

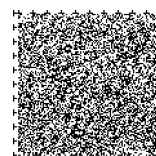
	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
1 居宅介護	505 人	12,197 時間	505 人	12,245 時間	506 人	12,275 時間
2 重度訪問介護	36 人	11,136 時間	36 人	11,136 時間	36 人	11,136 時間
3 同行援護	116 人	2,872 時間	123 人	2,971 時間	130 人	3,112 時間
4 行動援護	1 人	136 時間	1 人	136 時間	1 人	136 時間
5 重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
6 生活介護	334 人×20 日		340 人×20 日		344 人×21 日	
7 自立訓練(機能訓練)	6 人×15 日		7 人×15 日		7 人×15 日	
8 自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	60 人×15 日 【15 人×28 日】		66 人×15 日 【15 人×28 日】		72 人×15 日 【15 人×28 日】	
9 就労移行支援	55 人×16 日		57 人×17 日		60 人×18 日	
10 就労継続支援(A型)	33 人×16 日		36 人×16 日		40 人×16 日	
11 就労継続支援(B型)	494 人×14 日		499 人×14 日		504 人×14 日	
12 療養介護	25 人		25 人		25 人	
13 短期入所 (ショートステイ)	81 人×7 日		87 人×7 日		91 人×7 日	
14 共同生活援助 (グループホーム)	177 人		184 人		193 人	
15 施設入所支援	212 人		210 人		208 人	
16 計画相談支援 【セルフプラン作成】	年間利用者数	509 人 【1,139 人】	782 人 【903 人】	846 人 【874 人】		
17 地域移行支援		3 人	3 人	4 人		
18 地域定着支援		3 人	3 人	3 人		

◆地域生活支援事業の必要量見込

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
101 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
102 障害者福祉活動事業助成等(自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施	実施
103 相談支援	実施箇所数	12 所	12 所	12 所
104 基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置		
105 障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置		
106 居住サポート	実施箇所数	5 所	5 所	5 所
107 成年後見制度利用支援	年間利用件数	延 3 件	延 3 件	延 4 件
108 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 1,152 件	延 1,246 件	延 1,381 件
109 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 90 件	延 100 件	延 110 件



		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
110 意思疎通支援事業 (区役所手話通訳者設置)	年間利用件数	延 140 件		延 145 件		延 150 件	
111 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 13 件		延 14 件		延 15 件	
112 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 82 件		延 96 件		延 107 件	
113 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 90 件		延 108 件		延 130 件	
114 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 114 件		延 127 件		延 142 件	
115 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,426 件		延 4,616 件		延 4,802 件	
116 住宅改修費	年間利用件数	延 17 件		延 18 件		延 20 件	
117 意思疎通支援者養成 研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	70 人 (5 人)		70 人 (5 人)		70 人 (5 人)	
118 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 6,230 人		延 6,549 人		延 6,888 人	
		延 81,666 時間		延 85,458 時間		延 90,632 時間	
119 地域活動支援センター	実施箇所数 年間利用者数	4 所	延 14,600 人	4 所	延 14,600 人	4 所	延 14,600 人
120 身体障害者福祉ホーム	実施箇所数 利用定員	3 所	21 人	3 所	21 人	3 所	21 人
121 精神障害者福祉ホーム	実施箇所数 利用定員	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人
122 巡回入浴	年間回数 実利用者数	740回	26 人	740回	26 人	740回	26 人
123 日中ショート (日中一時支援)	実施箇所数 年間利用者数	9 所	延 240 人	9 所	延 260 人	10 所	延 282 人
124 土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施箇所数 年間利用者数	1 所	延 471 人	1 所	延 481 人	1 所	延 491 人
125 障害児等タイムケア (日中一時支援)	実施箇所数 実利用者数	1 所	96 人	1 所	98 人	1 所	100 人
126 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床		1 床		1 床	
127 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	32 回	793 件	26 回	448 件	26 回	492 件



◆障害児支援の必要量見込

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 児童発達支援	206 人×4 日	226 人×4 日	249 人×5 日
2 医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人
3 放課後等デイサービス	65 人×7 日	71 人×8 日	79 人×10 日
4 保育所等訪問支援	—	—	—
5 障害児相談支援 【セルフプラン】	11 人 【409 人】	23 人 【427 人】	34 人 【446 人】

9

サービス利用における利用者負担と軽減措置

障害者総合支援法では、負担能力に応じた利用者負担とすることが定められています。

区では、障害福祉サービスと地域生活支援事業の一部（移動支援・日中一時支援）を同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの負担上限月額を適用しています。また、障害福祉サービス、補装具費、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担 10%を3%にして、福祉ホームや地域活動支援センターについては、利用料を無料としています。さらに、区立の通所施設における給食費の負担を原材料費に限る軽減策を実施しています。

区は、障害者総合支援法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、第4期の計画期間についても、区独自の負担軽減策を引き続き講じていきます。

10

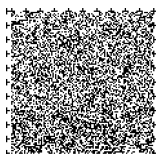
計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCA サイクルのプロセスは、以下の通りとします。

○成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

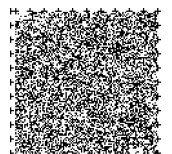
○中間評価の際には、新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

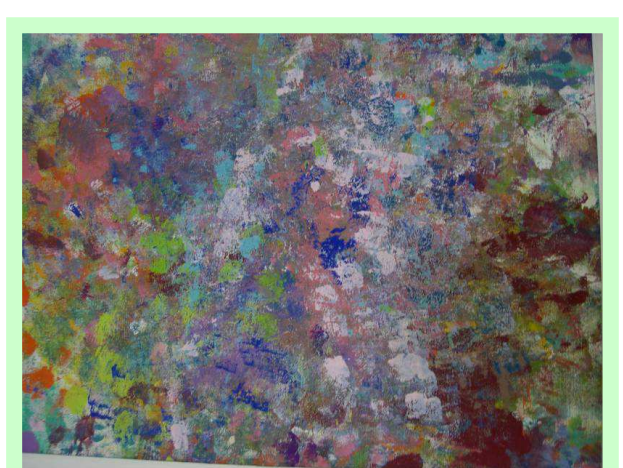
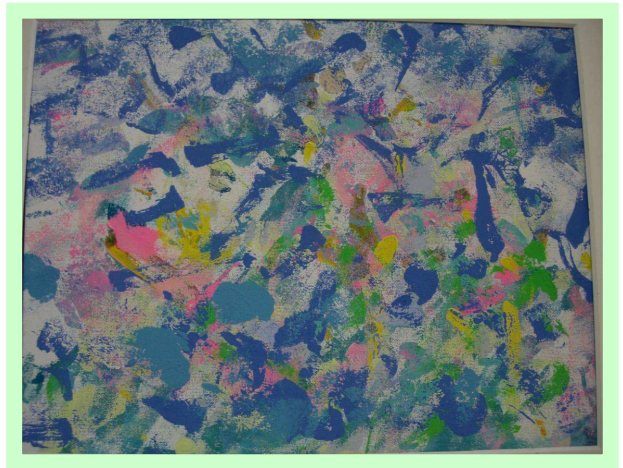


◆ 「新宿区内の障害者関連施設」マップ



施設名	施設名
● 新宿区基幹相談支援センター (障害者福祉課【新宿区役所本庁舎内])	⑥ 新宿区立子ども総合センター(発達支援コーナー)
① 新宿区牛込保健センター	⑦ 新宿区勤労者・仕事支援センター わーくす ここ・から
② 新宿区四谷保健センター	⑧ 地域活動支援センター まど
③ 新宿区東新宿保健センター	⑨ 地域活動支援センター 新宿西共同作業所 ラバンス
④ 新宿区落合保健センター	⑩ 地域活動支援センター「風」
① 新宿区立障害者福祉センター 新宿区立福祉作業所 新宿あした作業所	⑪ 地域活動支援センター ファロ
② 新宿区立あゆみの家	⑫ 新宿けやき園
③ 新宿区立高田馬場福祉作業所	⑬ シャロームみなみ風
④ 新宿区立新宿生活実習所	◆ 新宿区社会福祉協議会
⑤ 新宿区立障害者生活支援センター	





新宿区障害者計画・第4期新宿区障害福祉計画 概要版

印刷物作成番号 2014-22-2910

発行年月 平成27年(2015)3月
編集・発行 新宿区 福祉部 障害者福祉課
電話 03(5273)4516
FAX 03(3209)3441
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

